

新庄市告示第 1 5 4 号

令和 8 年度新庄市地方就職学生支援金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 9 月 3 0 日

新庄市長 山 科 朝 則

令和 8 年度新庄市地方就職学生支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内への移住及び定住の促進を図るため、山形県地方就職学生支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）の規定に基づき、市長が予算の範囲内で交付する新庄市地方就職学生支援金（以下「支援金」という。）に関し、県実施要領及び新庄市補助金等交付規則（昭和 5 5 年規則第 9 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第 2 条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、支援金の交付の申請（以下「申請」という。）の日において、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 本市の住民基本台帳に登録されていること（交通費に関する支援金の申請をする者にあつては、山形県内に所在する企業等に就職することが内定していること）。
- (2) 就業先が官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
- (3) 県実施要領第 5 の（１）の①の（ア）に規定する要件を満たすこと。
- (4) 県実施要領第 5 の（１）の①の（イ）の c 及び d に規定する要件を満たすこと。
- (5) 県実施要領第 5 の（１）の①の（ウ）に規定する要件を満たすこと。
- (6) 県実施要領第 5 の（１）の②の（ア）の a から d まで及び f に規定する要件を満たすこと。
- (7) 県実施要領第 5 の（１）の②の（イ）に規定する要件を満たすこと。

(交付対象経費)

第 3 条 支援金の交付の対象となる経費は、次の各号に定める経費とする。

- (1) 居住地から就職活動先（山形県内に所在する企業等に限る。）までの往復に係る公共交通機関の利用に要する経費（以下「交通費」という。）

- (2) 本市へ移住するための家財道具等の運搬に要する経費（以下「移転費」という。）

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（当該額に100円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 交通費 交通費に2分の1を乗じて得た額又は11,900円のいずれか低い額

- (2) 移転費 移転費又は81,500円のいずれか低い額

（交付の申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書を令和9年2月26日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 交通費に関する支援金の申請者 地方就職支援金交付申請書（様式第1号－1）

- (2) 移転費に関する支援金の申請者 地方就職支援金交付申請書（様式第1号－2）

- (3) 交通費及び移転費に関する支援金の申請者 地方就職支援金交付申請書（様式第1号－3）

2 申請者は、前項の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書の写し

- (2) 卒業証明書又は修了証明書（卒業又は修了した日から就業開始日が1年以内のものに限る。）（申請者が在学中の場合は在学証明書（卒業学年又は修了学年を確認できるもの。学年の記載がない場合は、当該証明書に加筆及び公印による捺印をすること。）

- (3) 交通費又は移転費に係る領収書

- (4) 就業証明書（様式第2号）

- (5) 移住先地域を中心とした勤務を基本とする採用であることが確認できる資料（募集要項、雇用契約書等）

- (6) 移住元の住所が確認できる資料（住民票の写し、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業又は修了年度の複数月の家賃の振込明細又は引き落とし履歴を併せて提出）、卒業又は修了年度の複数月の公共料金領収書等）

- (7) 地方就職支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号及び名義人名が確認できるものに限る。）

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、支援金の交付を決定したときは、地方就職支援金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（報告及び立入調査）

第7条 市長は、必要に応じて、地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を行うことができる。

（返還請求）

第8条 市長は、支援金の交付を受けた者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、支援金の交付の決定を取り消し、既に支援金を交付した場合は、その者に対し当該支援金の全額の返還を求めるものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付の決定を受けた場合
- (2) 申請の日から1年以内に要件を満たす就業先へ就業しなかった場合（申請の日において在学中の者に限る。）
- (3) 申請の日から1年以内に本市の住民基本台帳に登録されなかった場合（申請の日において在学中の者に限る。）
- (4) 就業開始日から1年以内に退職した場合（退職した日から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。）
- (5) 申請の日又は要件を満たす企業等へ就業を開始した日のいずれか遅い日から1年以内に本市から転出した場合

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。